

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	おかやまぐらし相談センター利用者管理ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部市民協働企画総務課	
個人情報ファイルの利用目的	岡山への移住、就業の支援のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1. 利用者ID、2. 登録年月日、3. 登録オフィス、4. 進行状況、5. 最終接触日、6. 相談歴、7. 氏名、8. ふりがな、9. 生年月日、10. 性別、11. 郵便番号、12. 現住所、13. 電話番号、14. メールアドレス、15. 登録経路、16. 移住予定人数、17. 出身地、18. 就業状況、19. 現就業地、20. 希望勤務地、21. 希望移住地	
記録範囲	おかやまぐらし相談センターの利用者	
記録情報の収集方法	本人による利用登録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局市民協働部市民協働企画総務課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 (名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	移住相談管理ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部市民協働企画総務課	
個人情報ファイルの利用目的	岡山市への移住、定住を支援するため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1. 進行状況、2. 受付日、3. 受付者、4. 受付場所、5. 受付方法、6. 氏名、7. 年代、8. 性別、9. 郵便番号、10. 住所、11. 電話番号、12. FAX、13. メール、14. 情報提供の希望、15. 移住する家族構成、16. 相談のきっかけ、17. 移住のきっかけ、18. 移住の時期、19. 検討理由、20. 移住検討先、21. 相談内容、22. 対応、23. その他経過	
記録範囲	岡山市に移住、定住に関する相談をした者（令和3年度以降過去5年間分）	
記録情報の収集方法	本人からの聞き取り、申し出、相談票	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局市民協働部市民協働企画総務課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市移住支援補助制度利用者管理ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部市民協働企画総務課	
個人情報ファイルの利用目的	移住支援補助制度における補助金等の交付決定をするため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 申請年度、4. 利用した補助制度の名称	
記録範囲	岡山市移住サポート補助金、岡山市移住支援金の申請者	
記録情報の収集方法	各移住支援補助金交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局市民協働部市民協働企画総務課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市町内会名簿	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)市民協働局市民協働部市民協働企画総務課、(2)各区役所総務・地域振興課	
個人情報ファイルの利用目的	市内の学区・地区連合町内会、単位町内会活動における各種連絡	
個人情報ファイルに係る本人の数	■ 1,000人以上 □ 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 電話番号	
記録範囲	各学区・地区連合町内会長、単位町内会長	
記録情報の収集方法	届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市民ほか	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局市民協働部市民協働企画総務課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	■法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ESD岡山アワード管理ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課	
個人情報ファイルの利用目的	ESD岡山アワードの審査、事務連絡等のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	【申請団体】1. 団体名、2. 団体所在地住所、3. 団体代表電話番号、4. 団体代表メールアドレス、5. URL、6. 代表者名、7. 担当者名、8. 担当者役職、9. 担当者メールアドレス、10. 団体事業の形態、11. 審査員名 【審査員】1. 氏名、2. 所属・役職、3. 住所、4. 電話番号、5. メールアドレス	
記録範囲	ESD岡山アワードの申請団体、審査員	
記録情報の収集方法	本人または当該団体からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民協働部 SDGs・ESD推進課	
	(所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室	
	(所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山ESDプロジェクト参加団体管理ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課	
個人情報ファイルの利用目的	岡山ESDプロジェクト運営、事務連絡等のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1. 団体名、2. 団体種別、3. 代表者、4. 担当者、5. 住所、6. 電話番号、7. FAX、8. メールアドレス	
記録範囲	岡山ESDプロジェクト参加団体	
記録情報の収集方法	当該団体からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民協働部 SDGs・ESD推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山ESD推進協議会事業（研修・フォーラム・イベント）管理ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課	
個人情報ファイルの利用目的	岡山ESD推進協議会が実施する研修・フォーラム・イベント申込者への事務連絡等のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 年齢、3. 所属・役職、4. 住所、5. 電話番号、6. FAX、7. メールアドレス、8. 参加動機等のアンケート項目	
記録範囲	研修・フォーラム・イベントの申込者	
記録情報の収集方法	本人または所属団体からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民協働部 SDGs・ESD推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山ESD推進協議会助成金事業管理ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課	
個人情報ファイルの利用目的	助成金申請者・申請団体の審査、事務連絡等のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1. 団体名、2. 代表者名、3. 担当者名、4. 住所、5. 電話番号、6. メールアドレス、 7. 申請事業名・内容、8. 助成金申請額・助成額	
記録範囲	助成金の申請者・申請団体	
記録情報の収集方法	本人または当該団体からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民協働部 SDGs・ESD推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市SDGs推進パートナーズ管理ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課	
個人情報ファイルの利用目的	岡山市SDGs推進パートナーズ申請事業者・登録事業者の審査、事務連絡等のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1. 事業所名、2. 住所、3. 本社住所、4. 電話番号、5. 代表者名、6. 設立年、7. 事業の形態、8. 業種、9. 従業員数、10. URL、11. 担当者名、12. メールアドレス	
記録範囲	岡山市SDGs推進パートナーズ申請事業者・登録事業者	
記録情報の収集方法	事業所からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民協働部 SDGs・ESD推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山ESD推進協議会委員・部会員名簿	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課	
個人情報ファイルの利用目的	岡山ESD協議会の運営、事務連絡等のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 所属団体等名、4. 職名、5. 連絡先（Eメールアドレス、電話番号、住所、FAX番号）	
記録範囲	岡山ESD推進協議会委員・部会員	
記録情報の収集方法	委員・部会員からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民協働部 SDGs・ESD推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市・新竹市職員相互派遣事業 派遣実績	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部国際課	
個人情報ファイルの利用目的	過去に相互派遣された職員の情報の把握	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 所属	
記録範囲	過去に相互派遣された新竹市職員及び岡山市職員	
記録情報の収集方法	本人からの届出、関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民協働部 国際課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) － (所在地) －	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市・富川市職員相互派遣事業 実績	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部国際課	
個人情報ファイルの利用目的	過去に相互派遣された職員の情報の把握	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 所属	
記録範囲	過去に相互派遣された富川市職員及び岡山市職員	
記録情報の収集方法	本人からの届出、関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民協働部 国際課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市に避難済み／避難予定のウクライナ家族	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部国際課	
個人情報ファイルの利用目的	ウクライナ避難民への支援にかかる連絡調整	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1. 避難者氏名、2. 知人・支援者、3. 岡山市の住所、4. 入国日、5. 市内転入日等、6. 市外転出日、7. 概況	
記録範囲	岡山市に避難済または避難予定のウクライナ避難民と関係者	
記録情報の収集方法	本人からの届出、関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民協働部 国際課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) － (所在地) －	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	行政財産目的外使用許可・普通財産貸付契約業務ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部人権推進課	
個人情報ファイルの利用目的	人権推進課所管の市有地の使用許可および貸付契約管理のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1. 名称、2. 種別、3. 場所、4. 目的、5. 使用者、6. 用途、7. 金額、8. 使用期間 9. 許可年数	
記録範囲	人権推進課所管の市有地の行政財産目的外使用許可申請者および普通財産借受申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民協働部 人権推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住宅新築資金等貸付金償還管理ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民協働部人権推進課	
個人情報ファイルの利用目的	住宅新築資金等貸付金償還管理のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満	
記録項目	1. 郵便番号、2. 住所、3. 宛名番号、4. 氏名、5. 氏名カナ、6. 生年月日、7. 年齢、 8. 電話番号、9. 死亡日、10. 貸付種別、11. 貸付年度、12. 貸付金額、13. 契約締結 年月日、14. 償還期間、15. 償還回数、16. 償還方法、17. 金融区分、18. 初回日、19. 最終日、20. 初回金額、21. 毎回金額、22. 最終金額、23. 送付先郵便番号、24. 送付 先住所、25. 送付先名称、26. 設定日、27. 滞納区分、28. 滞納事由区分、29. 債務者 状態区分、30. 連帯保証人状態区分、31. 法的措置区分、32. 支払人区分、33. 債務 承認日、34. 地区、35. 整理番号、36. 賦課年月、37. 納期限、38. 賦課額（元金・利 子）、39. 収納額（元金・利子）、40. 納付日、41. 収納日、42. 滞納額（元金・利子）、 43. 納付計画日、44. 納付計画開始日、45. 納付月間隔、46. 分納方法、47. 分納入金 額、48. 分納回数、49. 端数処理、50. 納付方法、51. 金融機関コード、52. 金融機関 名、53. 種別、54. 口座番号、55. 口座名義人、56. 経過記録日付、57. 経過記録時刻、 58. 対応者、59. 経過記録種別、60. 場所、61. 相手、62. 経過内容、63. 接触区分、 64. 重要表示区分、65. 交渉結果区分、66. 経過詳細、67. 不納欠損確定日、68. 不納 欠損事由、69. 欠損種類、70. 徴収停止起案日、71. 徴収停止決裁日、72. 徴収停止 事由、73. 徴収停止解除起案日、74. 徴収停止解除決裁日、75. 徴収停止解除事由、 76. 債権放棄起案日、77. 債権放棄決裁日、78. 債権放棄事由、79. 付箋情報区分	
記録範囲	住宅新築資金等貸付金の債務者	
記録情報の収集方法	本人からの届出、申請書及び関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民協働部 人権推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	男女共同参画相談支援センター相談業務管理簿	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局 市民協働部 女性が輝くまちづくり推進課 岡山市男女共同参画相談支援センター	
個人情報ファイルの利用目的	性別による差別的取扱い等の相談実施による個別状況把握のため、また支援措置を行うため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4職業、5連絡先（住所・電話番号等） 6家族構成、7相談記録等	
記録範囲	相談者	
記録情報の収集方法	本人からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民協働部 女性が輝くまちづくり推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市女性活躍推進協議会委員名簿	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局 市民協働部 女性が輝くまちづくり推進課	
個人情報ファイルの利用目的	協議会の運営状況を把握するため	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 所属団体等名・職名、4. 連絡先（住所・電話番号等）	
記録範囲	協議会委員	
記録情報の収集方法	本人または当該団体から提出される書類から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民協働部 女性が輝くまちづくり推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録管理情報ファイル
行政機関等の名称	岡山市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)市民協働局市民生活部市政推進課、(2)北区役所市民保険年金課、(3)北区役所御津支所総務民生課、(4)北区役所建部支所総務民生課、(5)北区役所一宮地域センター、(6)北区役所津高地域センター、(7)北区役所高松地域センター、(8)北区役所吉備地域センター、(9)北区役所足守地域センター、(10)中区役所市民保険年金課、(11)中区役所富山地域センター、(12)東区役所市民保険年金課、(13)東区役所瀬戸支所総務民生課、(14)東区役所上道地域センター、(15)南区役所市民保険年金課、(16)南区役所灘崎支所総務民生課、(17)南区役所妹尾地域センター、(18)南区役所福田地域センター、(19)南区役所興除地域センター、(20)南区役所藤田地域センター、(21)南区役所児島地域センター、(22)東区役所福浜地域センター
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録に関する届出の受付、印鑑登録証明書の発行
個人情報ファイルに係る本人の数	■ 1、000人以上 □ 1、000人未満
記録項目	1宛名番号、2印鑑登録番号、3登録事由コード、4登録年月日、5登録受付支所コード、6登録印氏名区分コード、7登録印材質区分コード、8再入力年月日、9廃止事由コード、10廃止年月日、11廃止受付支所コード、12登録証亡失回数、13登録証再交年月日、14登録証再交受付支所コード、15登録証再交付前印鑑登録番号、16仮登録受付年月日、17回答期限年月日、18仮登録事由コード、19仮登録印材質区分コード、20仮登録印氏名区分コード、21仮登録受付支所コード、22再発回答期限年月日、23登録除外フラグ、24登録除外登録年月日、25登録除外審確年月日、26登録禁止フラグ、27登録禁止設定年月日、28登録禁止受付支所コード、29発行停止事由コード、30発行停止受付支所コード、31発行停止設定年月日、32最終異動事由コード、33最終異動支所コード、34最終異動年月日、35保証人宛名番号、36宛名番号、37印鑑登録番号、38登録事由コード、39登録年月日、40登録受付支所コード、41登録印氏名区分コード、42登録印材質区分コード、43再入力年月日、44廃止事由コード、45廃止年月日、46廃止受付支所コード、47登録証亡失回数、48登録証再交年月日、49登録証再交受付支所コード、50登録証再交付前印鑑登録番号、51待避印鑑登録番号、52仮登録受付年月日、53回答期限年月日、54仮登録事由コード、55仮登録印材質区分コード、56仮登録印氏名区分コード、57仮登録受付支所コード、58再発行回答期限年月日、59登録除外フラグ、60登録除外登録年月日、61登録除外審確年月日、62登録禁止フラグ、63登録禁止設定年月日、64登録禁止受付支所コード、65発行停止事由コード、66発行停止受付支所コード、67発行停止設定年月日、68最終異動事由コード、69最終異動支所コード、70最終異動年月日、71保証人宛名番号、72印鑑登録番号、73イメージデータ、74宛名番号、75印鑑登録番号、76イメージデータ、77宛名番号、78宛名番号、79履歴番号、80住民種別コード、81住民状態コード、82世帯主氏名、83世帯主氏名カナ、84続柄コ

	ード、85世帯番号、86住所_自治省コード、87住所_全国大字コード、88住所_区コード、89住所_大字コード、90住所_番地コード、91住所_枝コード、92住所_方書コード、93住所_住所名、94住所_方書名、95住所_郵便番号、96住所_行政区コード、97氏名、98氏名カナ、99外国人漢字氏名、100外国人漢字氏名カナ、101アルファベット氏名、102アルファベット氏名カナ、103旧氏名、104旧氏名カナ、105通称名、106通称名カナ、107併記名、108生年月日、109性別コード、110住民となった年月日、111住民となる届出年月日、112住民となった事由コード、113住所を定めた年月日、114住所を定める届出年月日、115住所を定めた異動事由コード、116市外前住所_自治省コード、117市外前住所_全国大字コード、118市外前住所_大字コード、119市外前住所_番地コード、120市外前住所_枝コード、121市外前住所_方書コード、122市外前住所_住所名、123市外前住所_方書名、124市外前住所_郵便番号、125前住所_自治省コード、126前住所_全国大字コード、127前住所_区コード、128前住所_大字コード、129前住所_番地コード、130前住所_枝コード、131前住所_方書コード、132前住所_住所名、133前住所_方書名、134前住所_郵便番号、135前住所_行政区コード、136本籍_自治省コード、137本籍_全国大字コード、138本籍_大字コード、139本籍_番地コード、140本籍_枝コード、141本籍_住所名、142本籍_郵便番号、143筆頭者、144住民でなくなった年月日_開始、145住民でなくなった年月日_終了、146住民でなくなる届出年月日、147住民でなくなった事由コード、148転出先住所_自治省コード、149転出先住所_全国大字コード、150転出先住所_番地コード、151転出先住所_枝コード、152転出先住所_住所名、153転出先住所_方書名、154転出先住所_郵便番号、155転出予定年月日、156転出確定年月日、157国籍コード、158上陸年月日、159外国人住民となった年月日、160第30条45規定区分、161在留資格コード、162在留期間開始日、163在留期間満了日、164在留期間、165在留カード等番号、166在留カード等番号区分、167在留カード交付年月日、168在留カード有効期間等、169住民票コード、170住民票作成年月日、171住民票作成事由コード、172外国人登録番号、173連絡先電話番号、174異動事由コード、175住登外者登録年月日、176異動年月日、177届出年月日、178処理年月日、179処理時刻、180個人番号、181宛名番号、182住民種別コード、183旧氏漢字、184旧氏カナ、185処理年月日、186処理時刻、
記録範囲	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、岡山市の住民基本台帳に記録されている住民(15歳未満の者及び意思能力を有しない者を除く)からの印鑑登録申請内容(職権による情報を含む)。
記録情報の収集方法	住民による印鑑登録(廃止を含む)申請による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民生活部 区政推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山県岡山市避難者情報ファイル	
行政機関等の名称	岡山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)市民協働局市民生活部区政推進課、(2)北区役所市民保険年金課、(3)北区役所御津支所総務民生課、(4)北区役所建部支所総務民生課、(5)北区役所一宮地域センター、(6)北区役所津高地域センター、(7)北区役所高松地域センター、(8)北区役所吉備地域センター、(9)北区役所足守地域センター、(10)中区役所市民保険年金課、(11)中区役所富山地域センター、(12)東区役所市民保険年金課、(13)東区役所瀬戸支所総務民生課、(14)東区役所上道地域センター、(15)南区役所市民保険年金課、(16)南区役所灘崎支所総務民生課、(17)南区役所妹尾地域センター、(18)南区役所福田地域センター、(19)南区役所興除地域センター、(20)南区役所藤田地域センター、(21)南区役所児島地域センター、(22)東区役所福浜地域センター	
個人情報ファイルの利用目的	全国避難者情報システムのための情報収集業	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1氏名・ふりがな、2生年月日、3性別、4避難元市町村における住所、5避難先（避難所又は個人宅等）の所在地、6避難先の名称（施設名又は個人宅等）、7当該避難先における滞在開始日、8当該避難先における滞在終了日、9連絡先代表者、10連絡先電話番号、11避難先都道府県の都道府県コード、12避難先市町村の市町村コード	
記録範囲	東日本大震災で岡山市内に避難されてこられた方の避難元及び避難先情報	
記録情報の収集方法	東日本大震災で避難されてこられた方の任意申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民生活部 区政推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	原発避難者特例法に基づく個人情報収集業務ファイル	
行政機関等の名称	岡山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民生活部区政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	原発避難者特例法に基づく個人情報収集業務	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1氏名・ふりがな、2生年月日、3性別、4指定市町村における住所、5避難場所、6避難元の市町村コード、7避難先の市町村コード	
記録範囲	避難元自治体から県を通じて提供があったもの（住所を岡山市内にするもの）	
記録情報の収集方法	避難元自治体から県を通じて提供があったもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民生活部 区政推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍情報ファイル
行政機関等の名称	岡山市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)市民協働局市民生活部市政推進課、(2)北区役所市民保険年金課、(3)北区役所御津支所総務民生課、(4)北区役所建部支所総務民生課、(5)北区役所一宮地域センター、(6)北区役所津高地域センター、(7)北区役所高松地域センター、(8)北区役所吉備地域センター、(9)北区役所足守地域センター、(10)中区役所市民保険年金課、(11)中区役所富山地域センター、(12)東区役所市民保険年金課、(13)東区役所瀬戸支所総務民生課、(14)東区役所上道地域センター、(15)南区役所市民保険年金課、(16)南区役所灘崎支所総務民生課、(17)南区役所妹尾地域センター、(18)南区役所福田地域センター、(19)南区役所興除地域センター、(20)南区役所藤田地域センター、(21)南区役所児島地域センター、(22)東区役所福浜地域センター
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務処理のために利用
個人情報ファイルに係る本人の数	■ 1,000人以上 □ 1,000人未満
記録項目	1暗証番号1、2暗証番号2、3加害者氏名、4火葬場使用申請者の続柄、5火葬場使用申請者氏名、6火葬場使用申請者住所、7火葬場使用申請者方書、8漢字氏名、9旧カナ氏名、10旧漢字氏名、11旧氏名、12旧住所、13旧住所コード、14旧住所区分、15旧住民票コード、16旧性別、17旧生年月日、18旧筆頭者、19旧筆頭者桁溢れ区分、20旧筆頭者氏名、21旧父母との続柄、22旧父母との続柄コード、23旧方書、24旧本籍、25旧本籍地、26戸籍個人番号、27戸籍氏名、28戸籍消除日、29戸籍性別区分、30戸籍生年月日、31戸籍訂正日、32戸籍番号、33戸籍編製日、34交付請求者氏名、35交付請求者識別、36交付日、37交付年月日、38再製事由コード、39再製日、40再登録内容区分、41最終住所、42最終地番（最大地番号の値）、43最終方書、44在外選挙人名簿登録地、45在外選挙人名簿登録日、“46在外投票人名簿登録市町村、コード”、47在外投票人名簿登録地、48在外投票人名簿登録日、49在籍者数、50氏名、51氏名（カナ）、52氏名（漢字）、53氏名（名）、54事件の種別、55事件項目データ、56事件項目内容1、57事件発生時分、58事件発生日、59事件発生日時、60事件番号、61事件番号元号、62事件番号数字、63事件番号年、64事件番号符号、65事件簿番号、66事件本人、67事件本人1カナ氏名、68事件本人1英数字、69事件本人1氏名、70事件本人1住所、71事件本人1世帯主氏名、72事件本人1筆頭者氏名、73事件本人1父氏名、74事件本人1母氏名、75事件本人1方書、76事件本人1本籍、77事件本人の個人番号1、78事件本人氏名、79事件本人配偶者区分、80事項数、81事務区分、82事由種別、83自治体住所、84自治体名称漢字、85住基個人番号、86住基氏名、87住基受信日、88住基住所地、89住基住定年月日、90住基筆頭者氏名、91住基変換後住所、92住基本籍、93住記個人番号、94住居表示実施日、95住所、96住所消除事由コード、97住所消除事由日、98住所地、99住所地区分、100住所登録事由コード、101住所登録事由日、102住所

	履歴市区町村、103住所履歴字町、104住所履歴住所、105住所履歴都道府県、106住所履歴番号、107住所履歴番地、108住所履歴方書、109住定日、110住定年月日、111住民日、112住民票コード、113除籍日、114消除/／改製年月日、115消除/改製年月日、116消除事由コード、117消除事由日、118消除者の要否、119消除日、120新カナ氏名、121新漢字氏名、122新個人番号、123新戸籍番号、124新氏名、125新住所、126新性別、127新生年月日、128新番地表示、129新筆頭者、130新筆頭者桁溢れ区分、131新筆頭者氏名、132新父母との続柄、133新父母との続柄コード、134新方書、135新本籍、136新本籍地、137申請者・氏名、138申請者・住所、139申請者・住所方書、140申請者・続き柄、141申請者情報・住所コード、142申入人氏名、143申入人生年月日、144申入人筆頭者、145申入人本籍、146人口動態漢字氏名 1、147人口動態漢字氏名 2、148人口動態漢字氏名 3、149世帯主との続柄、150世帯主との続柄コード、151世帯主氏名、152世帯番号、153世代番号、154性別、155生年月日、156西暦年、157請求者ひらがな氏名、158請求者氏名、159請求部数、160前筆頭者カナ氏名、161前筆頭者氏名、162相手方 1 氏名、163相手方 1 氏名、相手方 2 氏名、164相手方 2 氏名、165対象者個人番号、166対象者氏名、167対象者氏名（かな）、168対象者氏名（漢字）、169対象者住所、170対象者住民票コード、171対象者性別区分、172対象者生年月日、173通用字氏名、174通用字氏名（名）、175通用字前筆頭者氏名、176通用字筆頭者氏名、177通用字母の名、178通用字母氏名（名）、179突合状況氏名、180突合状況住所、181突合状況住定日、182突合状況性別、183突合状況生年月日、184突合状況筆頭者、185突合状況変換後住所、186突合状況本籍地、187突合用氏名、188突合用筆頭者氏名、189突合用本籍、190届後戸籍の戸籍番号、191届後筆頭者カナ氏名、192届後筆頭者氏名、193届後本籍、194届出人、195届出人氏名、196届出人住所、197届出人方書、198配偶者漢字氏名、199配偶者区分、200配偶者死亡日、201配偶者住所、202配偶者生年月日、203筆頭者、204筆頭者カナ氏名、205筆頭者漢字氏名、206筆頭者氏名、207父の住所、208父氏名、209父母との続柄、210父本籍都道府県、211母の住所市区郡、212母の住所字、213母の住所町村、214母の住所都道府県、215母の住所方書、216母の名、217母氏名、218母氏名（名）、219母本籍都道府県、220方書、221養父氏名、222養母氏名、
記録範囲	本籍人、住所人
記録情報の収集方法	本人、家族等からの届出、申請書及び関係機関からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	法務省：戸籍情報連携システム
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民生活部 区政推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民生活部区政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	自衛隊への個人情報の提供を望まない人を募集対象者情報から除外する	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1申請者住所、2申請者氏名、3申請者電話番号、4区分（本人・代理人）、5対象者住所、6対象者氏名、7対象者生年月日、8対象者の電話番号、9本人等確認書類、10委任状、11備考	
記録範囲	除外申請者等の住所及び氏名等	
記録情報の収集方法	除外申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民生活部 区政推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住居表示旧新対照表	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民生活部区政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	住居表示整備事業実施に伴い変更となった世帯の住所を記録し、該当世帯の公簿等変更手続きの際の確認及び証明時の資料として利用する。	
個人情報ファイルに係る本人の数	☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満	
記録項目	1旧町名、2旧番地、3世帯主氏名（事業所等）、4新町名、5新街区符号、6新住居番号	
記録範囲	住居表示実施前の住所及び氏名等、住居表示実施後の住所及び氏名等	
記録情報の収集方法	住民基本台帳及び事業実施時の戸別訪問による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民生活部 区政推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住居表示受付簿	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民生活部区政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	住居番号新設届出等の案内・受付及び通知書発行事務に利用する。	
個人情報ファイルに係る本人の数	☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満	
記録項目	1建築確認済証日付、2建築確認済証番号、3建築主区分、4建築主住所、5建築主氏名、6工事施工者、7電話番号、8建物名、9地名地番、10主要用途、11建築面積、12建築物の階数及び構造、13工事着手予定年月日、14工事完了予定年月日、15完成予定日、16完成予定日、17入居予定日、18住居番号、19年度、20整理番号、21台帳番号、22届出書受付年度、23届出書受付番号、24受付日、25届出・申出、26新設年月日、27通知書の渡し方、28計画中止等、29起案年月日、30依頼文の発送予定日、31依頼文の発送日（再）、32現地調査の委託日、33現地調査の完了日、34調査方法、35通知書送付先住所、36通知書送付先氏名、37参考資料、38通知書記載の氏名・名称又は施設の名称、39通知書記載の新設等住居番号、40通知書記載の新設等年月日、41通知書記載の宛名	
記録範囲	住居表示実施区域内に新築及び増改築を行う者、住居番号を変更する者	
記録情報の収集方法	本人からの届出（申出）及び関係機関からの情報提供による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民生活部 区政推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住居表示新旧対照表	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民協働局市民生活部区政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	住居表示整備事業実施に伴い変更となった世帯の住所を記録し、該当世帯の公簿等変更手続きの際の確認及び証明時の資料として用いるもの。 また、住居表示受付簿整備までの期間において、住居表示実施区域内の新築建物新設等の情報を記録するもの。	
個人情報ファイルに係る本人の数	☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満	
記録項目	1新町名、2新街区符号、3新住居番号、4世帯主氏名（事業所等）、5旧町名、6旧番地、7住居番号付定（変更）年月日	
記録範囲	住居表示実施後の住所及び氏名等、住居表示実施前の住所及び氏名等 住居表示実施区域内に新築する者、住居番号を変更する者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳及び事業実施時の戸別訪問、住居番号新設（変更）届出（申出）書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民生活部 区政推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民記録情報ファイル
行政機関等の名称	岡山市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)市民協働局市民生活部市政推進課、(2)北区役所市民保険年金課、(3)北区役所御津支所総務民生課、(4)北区役所建部支所総務民生課、(5)北区役所一宮地域センター、(6)北区役所津高地域センター、(7)北区役所高松地域センター、(8)北区役所吉備地域センター、(9)北区役所足守地域センター、(10)中区役所市民保険年金課、(11)中区役所富山地域センター、(12)東区役所市民保険年金課、(13)東区役所瀬戸支所総務民生課、(14)東区役所上道地域センター、(15)南区役所市民保険年金課、(16)南区役所灘崎支所総務民生課、(17)南区役所妹尾地域センター、(18)南区役所福田地域センター、(19)南区役所興除地域センター、(20)南区役所藤田地域センター、(21)南区役所児島地域センター、(22)東区役所福浜地域センター
個人情報ファイルの利用目的	岡山市における住民に関する事務処理の基礎となる住民基本台帳の整備、居住関係の公証
個人情報ファイルに係る本人の数	☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満
記録項目	1宛名番号、2版数、3世帯番号、4住民種別コード、5住民状態コード、6氏名カナ、7氏名、8アルファベット氏名カナ、9アルファベット氏名、10通称名カナ、11通称名、12氏名のカタカナ表記、13性別コード、14生年月日、15住民票コード、16区コード、17大字コード、18番地コード、19枝コード、20住所名称、21方書名称、22郵便番号、23行政区1コード、24行政区2コード、25行政区3コード、26行政区4コード、27行政区5コード、28投票区1コード、29投票区2コード、30投票区3コード、31中学校コード、32小学校コード、33住定異動年月日、34住定届出年月日、35住定異動事由コード、36住定届出通知区分、37世帯主氏名カナ、38世帯主氏名、39事実上の世帯主氏名、40続柄コード、41住民となった日、42住民となった届出日、43住民事由コード、44住民届出通知区分、45増異動理由コード、46筆頭者、47本籍_自治省コード、48本籍_全国大字コード、49本籍_大字コード、50本籍_番地コード、51本籍_枝コード、52本籍_住所名称、53本籍_郵便番号、54転前住所_自治省コード、55転前住所_全国大字コード、56転前住所_番地コード、57転前住所_枝コード、58転前住所_住所名称、59転前住所_方書名称、60転前住所_郵便番号、61転前住所異動年月日、62転前住所届出年月日、63転前住所異動事由コード、64前住所_自治省コード、65前住所_全国大字コード、66転先住所_自治省コード、67転先住所_全国大字コード、68転先住所_番地コード、69転先住所_枝コード、70転先住所_住所名称、71転先住所_方書名称、72転先住所_郵便番号、73転先住所設定区分、74転先世帯主氏名、75転予年月日、76転予届出年月日、77転確住所_自治省コード、78転確住所_全国大字コード、79転確住所_大字コード、80転確住所_番地コード、81転確住所_枝コード、82転確住所_住所名称、83転確住所_方書名称、84転確住所_郵便番号、85転確世帯主氏名、86転確年月日、87転確通知年月日、88

	転確事由コード、89転確届出通知区分、90住民でなくなった日、91住民でなくなった届出日、92住民でなくなった事由コード、93住民でなくなった届出通知区分、94減異動理由コード、95最終地_自治省コード、96最終地_全国大字コード、97最終地_大字コード、98最終地_番地コード、99最終地_枝コード、100最終地_住所名称、101最終地_方書名称、102最終地_郵便番号、103最終地世帯主氏名、104備考年月日、105備考、106異動年月日、107届出年月日、108異動事由コード、109戸籍異動事由コード、110届出通知区分、111本来の住民日、112本来の届出日、113住民票作成年月日、114住民票作成事由コード、115改製年月日、116改製事由コード、117混合世帯用続柄コード、118世帯区分、119国籍コード、120外国人住民となった日、121外国人住民となった届出日、122第30条45規定区分、123在留資格コード、124在留期間、125在留期間満了日、126在留カード等番号、127在留カード等番号区分、128交付年月日、129有効期間等、130消除異動事由コード、131個人番号、132旧氏漢字、133旧氏カナ、134宛名番号、135版数、136項番、137登録日、138通称名カナ、139通称名、140登録市町村コード、141登録市町村名、142削除日、143削除市町村コード、144削除市町村名、145宛名番号、146住民種別コード、147履歴番号、148登録有無区分、149登録番号、150登録年月日、151廃止年月日、152登録事由コード、153廃止事由コード、154処理年月日、155処理時刻、156宛名番号、157住民種別コード、158履歴番号、159登録有無区分、160登録番号、161登録年月日、162廃止年月日、163登録事由コード、164廃止事由コード、165処理年月日、166処理時刻、167宛名番号、168住民種別コード、169履歴番号、170被保険者番号、171資格区分、172資格取得年月日、173資格喪失年月日、174新規認定開始日、175認定期間満了日、176処理年月日、177処理時刻、178宛名番号、179住民種別コード、180履歴番号、181被保険者番号、182資格区分、183資格取得年月日、184資格喪失年月日、185新規認定開始日、186認定期間満了日、187処理年月日、188処理時刻、189宛名番号、190住民種別コード、191履歴番号、192記号番号、193資格得喪区分、194資格区分、195適用開始年月日、196適用開始異動事由コード、197適用終了年月日、198適用終了異動事由コード、199退職該非区分、200退職区分、201退職扶養関係番号、202退職該当年月日、203退職該当事由コード、204退職非該当年月日、205退職非該当事由コード、206退職本人宛名番号、207マル学マル遠区分、208マル学マル遠解除予定日、209資格証明書発行区分、210続柄コード、211処理年月日、212処理時刻、213宛名番号、214住民種別コード、215履歴番号、216記号番号、217資格得喪区分、218資格区分、219適用開始年月日、220適用開始異動事由コード、221適用終了年月日、222適用終了異動事由コード、223退職該非区分、224退職区分、225退職扶養関係番号、226退職該当年月日、227退職該当事由コード、228退職非該当年月日、229退職非該当事由コード、230退職本人宛名番号、231マル学マル遠区分、232マル学マル遠解除予定日、233資格証明書発行区分、234続柄コード、235処理年月日、236処理時刻、237宛名番号、238住民種別コード、239履歴番号、240資格区分、241資格開始年月、242資格終了年
--	--

	月、243処理年月日、244処理時刻、 245宛名番号、246住民種別コード、247履歴番号、248資格区分、249資格開始年月、250資格終了年月、251処理年月日、252処理時刻、 253宛名番号、254住民種別コード、255履歴番号、256資格区分、257投票区コード、258投票所コード、259登録日、260抹消日、261抹消事由コード、262表示消除日、263表示消除事由コード、264処理年月日、265処理時刻、 266宛名番号、267住民種別コード、268履歴番号、269資格区分、270投票区コード、271投票所コード、272登録日、273抹消日、274抹消事由コード、275表示消除日、276表示消除事由コード、277処理年月日、278処理時刻、 279宛名番号、280住民種別コード、281履歴番号、282基礎年金番号、283資格種別区分、284資格取得年月日、285資格喪失年月日、286変更年月日、287得喪区分、288処理年月日、289処理時刻、290宛名番号、291住民種別コード、292履歴番号、293基礎年金番号、294資格種別区分、295資格取得年月日、296資格喪失年月日、297変更年月日、298得喪区分、299処理年月日、300処理時刻、 301宛名番号、302住民種別コード、303履歴番号、304被保険者番号、305資格取得事由、306資格取得年月日、307資格喪失事由、308資格喪失年月日、309保険者番号適用開始年月日、310保険者番号適用終了年月日、311処理年月日、312処理時刻、 313宛名番号、314住民種別コード、315履歴番号、316被保険者番号、317資格取得事由、318資格取得年月日、319資格喪失事由、320資格喪失年月日、321保険者番号適用開始年月日、322保険者番号適用終了年月日、323処理年月日、324処理時刻、	
記録範囲	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、岡山市の住民基本台帳に記録されている住民情報（除票者も含む）	
記録情報の収集方法	住民による届出申請、戸籍に関する届出及び通知、出入国在留管理庁からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構：住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを使用して他の行政機関、地方公共団体等に住民情報を提供。 出入国在留管理庁：LGWANを使用して外国人住民に係る住民票情報を提供。	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民生活部 区政推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	臨時運行許可事務管理台帳ファイル	
行政機関等の名称	岡山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1) 市民協働局市民生活部区政推進課、(2) 北区役所市民保険年金課、(3) 北区役所御津支所総務民生課、(4) 北区役所建部支所総務民生課、(5) 北区役所一宮地域センター、(6) 北区役所津高地域センター、(7) 北区役所高松地域センター、(8) 北区役所吉備地域センター、(9) 北区役所足守地域センター、(10) 中区役所市民保険年金課、(11) 中区役所富山地域センター、(12) 東区役所市民保険年金課、(13) 東区役所瀬戸支所総務民生課、(14) 東区役所上道地域センター、(15) 南区役所市民保険年金課、(16) 南区役所灘崎支所総務民生課、(17) 南区役所妹尾地域センター、(18) 南区役所福田地域センター、(19) 南区役所興除地域センター、(20) 南区役所藤田地域センター、(21) 南区役所児島地域センター、(22) 東区役所福浜地域センター	
個人情報ファイルの利用目的	臨時番号許可証発行、発行情報の共有	
個人情報ファイルに係る本人の数	☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満	
記録項目	1 発行場所、2 許可番号、3 許可日、4 返却日、5 使用開始日、6 使用終了予定日、7 氏名、8 住所、9 電話番号、10 プレート番号、11 車名、12 車体番号、13 運行目的、	
記録範囲	岡山市自動車臨時運航許可規則(平成18年8月11日市規則第208号)の規定に基づき、臨時運航の許可を受けようとする者からの臨時運航許可申請内容	
記録情報の収集方法	臨時運航の許可を受けようとする者からの臨時運航許可申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民生活部 区政推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	

行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市営墓地 墓地管理台帳	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)市民協働局市民生活部生活安全課	
個人情報ファイルの利用目的	市営墓地の管理のために利用する。	
個人情報ファイルに係る本人の数	☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満	
記録項目	1. 墓地名、2. 地図番号、3. 墓地番号、4. 墓地面積、5. 入力日、6. 許可証発行状況、 7. 氏名、8. 住所、9. 本籍、10. 筆頭者、11. 生年月日、12. 電話番号、13. 使用料、 14. 収納日、15. 承継、住所氏名変更等状況	
記録範囲	市営墓地使用者	
記録情報の収集方法	市営墓地使用者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民協働局 市民生活部 生活安全課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市営墓地 墓地台帳	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1) 市民協働局市民生活部生活安全課、(2) 東区役所総務・地域振興課、(3) 北区御津支所総務民生課、(4) 東区瀬戸支所総務民生課、(5) 南区灘崎支所総務民生課、(6) 北区足守地域センター、(7) 北区高松地域センター、(8) 北区一宮地域センター、(9) 北区吉備地域センター、(10) 東区上道地域センター、(11) 南区藤田地域センター、(12) 南区興除地域センター、(13) 南区児島地域センター	
個人情報ファイルの利用目的	市営墓地の管理のために利用する。	
個人情報ファイルに係る本人の数	☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 本籍、4. 筆頭者、5. 生年月日、6. 電話番号、7. 墓所の所在・番号、8. 許可年月日、9. 使用料、10. 収納日、11. 承継、住所氏名変更等、12. 平面図、13. 埋葬（蔵）者届出日、14. 死亡者本籍、15. 死亡者住所、16. 死亡者氏名、17. 死亡者性別、18. 死亡年月日、19. 埋蔵年月日、20. 使用者との続柄	
記録範囲	市営墓地使用者及び埋葬（蔵）者	
記録情報の収集方法	市営墓地使用者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民生活部 生活安全課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特殊詐欺等被害対策電話機被設置者ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	1市民協働局市民生活部生活安全課、2北区役所総務・地域振興課、3中区役所総務・地域振興課、4東区役所総務・地域振興課、5南区役所総務・地域振興課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺等被害対策電話機設置支援事業において申請者が過去に当事業を利用して電話機を設置したことがあるか調査するために利用する。	
個人情報ファイルに係る本人の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
記録項目	1氏名、2住所、3連絡先、4受付番号、5申請決定文書番号	
記録範囲	岡山市特殊詐欺等被害対策電話機設置支援申請書の支援対象者（申請人）	
記録情報の収集方法	支援対象者や親族からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民協働局 市民生活部 生活安全課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

